

(請求人) 様

白岡市監査委員 鬼久保 勝臣

白岡市監査委員 江原 浩之

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和6年10月15日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理由）

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

請求人は、白岡中学校周辺区域土地利用協議会、白岡市（以下「市」という。）及び東日本総合計画株式会社（以下「東日本社」という。）の三者間で締結した白岡中学校周辺区域のまちづくりの事業化に関する協定（以下「三者協定」という。）に基づく、白岡中学校周辺区域のまちづくりの事業化に向けた作業（以下「事業化に向けた作業」という。）において、東日本社が実施した広域的交通量調査・解析で用いた自動車分担率及び混雑度の数値が、故意又はこれと同視できるほどの重大な過失により、偽装し、又は誤った数値を算出・設定したものであることから、市は、当該調査・解析に係る費用として支出した3,309,000円の返還を求めるべきであるにもかかわらず、返還請求を行わないこと

が、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実該当すると主張しています。

しかしながら、事業化に向けた作業に関して、当初、三者協定に基づき、平成31年から令和3年までの3年間でまちづくりの事業化を進める予定でいたところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、令和2年度の途中で断念しており、事業化に向けた作業を含む業務委託についても令和2年度で中断しています。このため、市は同業務委託の成果品を中断した時点での完成前の状態で受領しています。

また、三者協定の第14条第2項で「前項第2号に基づき本協定を解除する場合は、丙（東日本社）の履行済の作業実績を乙（白岡市）が確認し、未払金を丙に支払うものとする。また、その後の費用については、お互いに一切の損害賠償その他の請求を行わないものとする。」とあるところ、当該協定を令和3年3月31日付けで同日をもって解除することに三者で合意しています。

以上のことから、市は、事業化の中断に伴い、東日本社から中断した時点での成果品が納品されることを承知しているのであって、請求人の主張する自動車分担率及び混雑度の数値が適当であるかどうかにかかわらず、当該調査・解析に係る費用である3,309,000円の返還請求を行わないことについて、違法性又は不当性を具備しているとは認められません。

したがって、本件請求は地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断するものです。